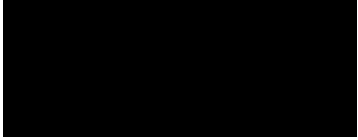


陳 情 一 覧 表

平成 27 年 10 月盛岡市議会定例会 (平成 27 年 10 月 5 日)

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
2	H27. 10. 2	2015 年 5 月 12 日の議会報告会に於ける質問に対する不十分な回答とメールでの質問に対する無回答について当該議員に回答を求めると共に議会が何らかの制裁を科することを求める陳情	

陳 情 書

◎件名

2015年5月12日の議会報告会に於ける質問に対する不十分な解答とメールでの質問に対する無回答について当該議院に回答を求めると共に議会が何らかの制裁を科することを求める請願。

◎陳情の理由

2015年5月12日の議会報告会の質問に対しての不十分な回答について議会事務局に連絡の上5月27日にメールにて菊田議員に質問をしました。(その場では限られた時間でしたので再質問についてはその場では控えました。)

返事がなかったため、6月30日に当時の議長であった金沢議員にも回答のない旨をメールにて連絡をしました。菊田、金沢両議員には6・7月と何度か電話をしました場電話に出られることはなく、留守電にメッセージを入れました。しかし、両氏より一度も連絡を頂くことはありませんでした。

そこで、議会事務局より私からの要望を両氏へ伝えて頂きましたが連絡もなく、実行されることもありませんでした。

①議員の公開された連絡先に連絡し、電話も出ない、留守電に入れたメッセージにも返答がない、メールにも返信しないということは選挙で選ばれ、税を報酬としている限り許されることではありません。

現在、菊田議員は有権者(市民)の最も基本的な権利をばく奪している状態です。

②盛岡市議会基本条例の第2章 第2条(2)および第3条(1)(3)に著しく反した行動であり、見逃すことのできない重大な問題です。

以上①・②により菊田隆議員への何らかの制裁を議会に求めます。

◎提出日

2015年 10月2日

◎住所・氏名

